

## 附 属 明 細 書

### 【事業報告の附属明細書】

令和 7 年度の事業報告には「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 3 4 条第 3 項に規定する附属明細書に記載すべき「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、これを作成しない。